

令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

学校法人 聖園学園

学校法人聖園学園 令和7年度事業報告書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

1. 法人の概要

(1) 基本情報

① 法人の名称

学校法人聖園学園

② 主たる事務所の住所 〒010-0911 秋田県秋田市保戸野すわ町1-58

電話番号 018-823-1920

FAX番号 018-862-0789

ホームページアドレス <http://www.misono-jc.ac.jp>

(2) 建学の精神

キリストの教えに基づき真理を求め、子どもたち一人一人を大切にしながら幼児を教育する保育者を養成する。

(3) 学校法人の沿革

1920年 保育所「聖心園」を開設

1925年 保育所「みその園」を開設

1940年 聖園保母学園を創設

1947年 「みその園」を「聖園幼稚園」に改める

1948年 「聖心園」を「聖心保育所」と改称

1952年 聖園保母学園を聖園高等保母学院と改称（1968年廃止）

1954年 学校法人聖園学園を設立

1956年 「聖心保育所」を「聖心幼稚園」に改める

1957年 聖園高等保母学院に聖園幼稚園教諭養成所を併設（1967年廃止）

1966年 聖園学園短期大学（保育科）開学（入学定員100人、収容定員200人）

1985年 「聖心幼稚園」を「聖園幼稚園」に統合

1992年 「聖園幼稚園」を「聖園学園短期大学附属幼稚園」と改称

2011年 「聖園学園短期大学附属幼稚園」を「聖園学園短期大学附属聖園幼稚園」と改称

2012年 聖園学園短期大学新校舎竣工

聖園学園短期大学男女共学開始

2015年 幼保連携型認定こども園聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・聖園ベビー保育園設置

2016年 認定こども園の名称を「幼保連携型認定こども聖園学園短期大学附属聖園幼稚園」に変更

聖園学園短期大学開学50周年記念式典挙行

2021年 聖園学園短期大学ライネルス棟竣工

聖園学園短期大学創立80周年記念式典挙行

2024年 認定こども園の名称を「幼保連携型認定こども聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・保育園」に変更

(4) 設置する学校・学科等

聖園学園短期大学

幼保連携型認定こども園聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・保育園

(5) 学校・学部・学科等の学生数の状況

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	入学定員	入学者数	収容定員	現員数
聖園学園短期大学 保育科	100	69	200	143
幼保連携型認定こども園聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・保育園			200	123

(6) 収容定員充足率

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
聖園学園短期大学 保育科	102.0	105.5	100.5	84.5	71.5
幼保連携型認定こども園聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・保育園	87.6	90.0	78.1	72.3	61.5

(7) 役員概要 (令和8年3月31日現在)

理事定数5人 現員5人

責任免除に関する決議、責任限定契約、保証契約及び役員賠償責任保険契約全てなし

理事長 青木 光子 就任年月日 平成10年5月25日 非常勤

現職 宗教法人聖心の布教姉妹会代表役員

代表業務執行理事 門戸 美智 就任年月日 平成28年4月1日 常勤

現職 聖園学園短期大学長

業務執行理事 根布谷 豪 就任年月日 平成28年4月1日 常勤

現職 学校法人聖園学園事務局長、聖園学園短期大学事務局長

理事 菊地 隆 就任年月日 令和3年9月5日 非常勤 非業務執行

現職 秋田県卓球協会会長 外部理事

理事 藤原 由美子 就任年月日 令和3年2月1日 非常勤 非業務執行

現職 なし 外部理事

監事定数2名 現員2名

監事 飯野 耕太郎 就任年月日 令和2年4月1日 非常勤

現職 カトリック秋田教会主任司祭

監事 伊藤 朋子 就任年月日 令和3年2月1日 非常勤

現職 なし

(8) 評議員の概要（令和8年3月31日現在）

評議員定数6人 現員6人

安田 敦子	就任年月日	平成28年9月14日	現職	聖園学園短期大学事務局厚生課長
吹谷 博行	就任年月日	令和7年6月9日	現職	聖園学園短期大学事務局総務課長
嵯峨 利昭	就任年月日	平成13年8月24日	現職	なし
横山 史子	就任年月日	令和2年4月1日	現職	宗教法人聖心の布教姉妹会総会計
小笠原 京子	就任年月日	令和7年6月9日	現職	なし
工藤 幸子	就任年月日	令和7年6月9日	現職	なし

(9) 会計監査人の概要

定数1人 名称 太陽有限責任監査法人

(10) 理事選任機関の概要

寄附行為第6条第1項「この法人の理事選任機関は、評議員会とする。」

(11) 教職員の概要

(令和7年5月1日現在)

学 校 名	教 員									職 員		
	学長	教授	准教授	講師	助教	園長	保育教諭	非常勤	計	本務	非常勤	計
聖園学園短期大学	1	3	4	4				17	29	8	5	13
聖園幼稚園・保育園						1	28	10	39	4	1	5
合 計	1	3	4	4		1	28	27	68	12	6	18

2. 事業の概要

(1) 主な教育・研究の概要

◇ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本学の保育者養成を第一義とする建学の精神に鑑み、必要な単位を取得し、下記の要件を備えるに至ったと認められる者に対し、定められた学位を授与する。

- 1) 人間の尊厳を大切にし、他者の立場に立って考え行動する力を身に付けている。
- 2) 幼児教育に対する意欲と使命感、責任感、探究心を備えている。
- 3) 子どもの成長や発達等の保育に関する専門的・実践的な知識を修得している。
- 4) 子どもの健やかな成長を支え、子どもにかかわる様々な問題を解決するために必要な技能や表現力等、実践的な能力を身に付けている。
- 5) 他者と協調・協働して物事に取り組むことができ、広く社会に貢献しようとする姿勢を身に付けている。

◇カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施の方針）

本学の教育目標の達成と幼稚園教諭二種免許状・保育士資格両方を取得できるように、以下のような視点で教育課程を編成・実施するとともに、評価・改善を図りながら教育課題の解決に取り組む。

- 1) 「建学の精神」を学ぶ科目をはじめとする基礎教養科目と幼児教育に関する専門科目を設定し、実習時期、科目の教授内容に配慮した科目配列の順序性にしながら編成する。
- 2) 学習の質を高めるために、内容に応じてアクティブラーニングの手法の工夫や学習支援の充実を図る。
- 3) 全学協力のもとに、各教科の連携による実習事前・事後指導の充実と実習園等関係施設との連携を踏まえた学習による実践力の向上を図る。
- 4) 「キャリア教育」「諸行事」「地域貢献活動」等の多様な教育活動の展開を図り、豊かな感性やコミュニケーション力等の涵養に努める。

◇アドミッション・ポリシー（入学者受入れの方針）

キリスト教の精神に基づき、社会に貢献する保育者を養成するという本学の使命のもとに、次のような資質・能力を備えた人物を求めている。

- 1) 豊かな人間性と生命を尊重する気持ちを持ち、自分と同じように他者を大切にして社会の人々の幸福に寄与できる人
【豊かな人間性、生命の尊重、隣人愛、社会貢献】
- 2) 子どもに関わることに喜びと使命感を持ち、入学後も主体的に保育者になるために必要な資質・能力を高めようと努力する人
【子どもに関わる喜びと使命感、主体性、学びの精神】
- 3) 入学後の学びの基盤となる基本的な知識及び技能を身につけている人
【基本的な知識及び技能】
- 4) 自分の持つ知識や技能を活用して課題について深く考察できると共に、周囲の人々と協力してその解決のために努力できる人
【課題考察力（思考力・判断力・表現力）、協働力】

(2) 中期的な計画(共学・人事・施設・財務等)及び事業計画の進捗・達成状況

学校法人聖園学園は、その母体であるカトリック修道会「聖心の布教姉妹会」の創立者であるヨゼフ・ライネルス師が抱いていた「神に支えられ、導かれているという信仰のもと、日本社会の中堅となる若者たちが、このような信仰と理想に生きる日本人として育ててほしい」という理想の実現のために、キリストの教えに基づき真理を求め、人を愛して生きる人生に生き甲斐を感じる人を育成することを教育理念としている。

この教育理念に則り、本法人は、教育基本法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律並びに聖心の布教姉妹会の精神に基づき、学校教育及び保育を行い、生命を尊び、自然を大切にし、社会の平和と発展に寄与する人材を育成することを目的としている。

聖園学園短期大学の基本的な目標

聖園学園短期大学は、地域に根ざした高等教育機関として、カトリック精神に基づき真理を求め、人を愛して生きる人生観を基礎として、高度な教養と幼児教育者としての必要な知識と技能を授けることを目的としている。

この目的を達成するため、活動の基本的目標を以下に定める。

- 1 教育においては、多様化する学生・社会のニーズに応え、幅広く深い教養（社会から必要とされる教養）と優れた専門性を有する人材を育成する。
- 2 研究においては、研究水準の向上を図りながら、本学の特色である保育の専門性を活かした研究を推進し、教育及び地域社会に還元する。
- 3 社会貢献においては、地域に根ざした保育の高等教育機関（専門大学）として蓄積した教育及び研究の成果を地域社会に積極的に還元し、人材の育成と地域課題の解決を目指す。
- 4 大学経営においては、学長のリーダーシップのもと、教職員の資質と能力の向上を図り、大学の目標達成に向けて、積極的な教学運営とガバナンスの向上を図る。

I 中期計画の期間及び教育研究組織

1 中期計画の期間

令和2年度から令和8年度までの7年間とする。

2 教育研究組織

この中期計画を達成するため、保育科を置く。

II 大学の教育研究等の質の向上に関する目標・計画

1 教育に関する目標・計画

(1) 教育内容及び教育の成果等に関する目標・計画

①幅広く深い教養と高い専門性の修得を目的として、教育内容の充実と学修時間の確保・増加を図るため、教育課程の継続的な評価・改善に努めるとともに、各種行事及び諸活動等単位外科目等の教育プログラムの体系化を図る。

②新しい時代に求められる資質・能力の育成に向け、「主体的・対話的で深い学び」による学びの改善に努めるとともに、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度や学修ポートフォリオ等の活用を通して学生一人一人の学修成果の獲得状況を明確にするなど、教育指導方法の改善を図ることによって、大学教育の質保証に努める。

③保育者に必要な確かな知識・技能の獲得や意欲の向上など実践力を修得し、地域社会の信頼を得られる人材としての資質を高めるよう、授業や実習、ボランティア活動など直接幼児と触れ合う時間や保育体験を重視し、幼児の行動や心情の特性を深く学ぶことを重視する。

(2) 教育の実施体制等に関する目標・計画

①教育職員免許法第9条の5の規定に則り、幼稚園教諭一種免許状の取得を可能とする大学組織のあり方を検討する。

②FD（ファカルティ・ディベロップメント）及びSD（スタッフ・ディベロップメント）活動を強化し、教職員が連携して教育の質の向上を図る。

(3) 学生への支援に関する目標・計画

①学生の心身の健康管理やメンタルケア、カウンセリングの体制を整え、学生生活が充実するよう組織的な支援に努める。

②施設設備の拡充や奨学金制度の充実など学生の修学環境の整備に努め、学修成果の獲得や学生生活の充実に資する。

③キャリア教育や就職支援、生活支援などの充実により、一人一人の学生が自ら獲得した学修成果を十分に発揮するとともに、主体性をもって多様な人々と協働するなど、地域社会に貢献できるよう組織的支援体制の整備に努める。

(4) 入学者選抜に関する目標・計画

①本学の理念やアドミッション・ポリシー（入学者受け入れの方針）に沿った優秀な人材を募るため、高大接続改革の趣旨を踏まえ、多面的・総合的な入学者選抜方法の在り方について研究し、実施に努める。

②高大接続改革を推進する観点から、高等学校教育との連携を強化した教育内容の充実・改善に取り組みむとともに、入学予定者に対する入学前準備教育の効果検証を行うなど、学修成果の獲得や学習意欲の向上が一層進むよう手立てを講じる。

③人口動態や地域社会の状況を踏まえ、入学者数の確保に向けた積極的な方策を講じるとともに、入学選抜方法の多様化に向けた諸方策について組織的な取り組みを進める。

（注：アドミッションオフィスの設置などを念頭に）

2 研究に関する目標・計画

(1) 研究水準及び研究の成果等に関する目標・計画

①地域に根ざす短期大学として、専門性を活かした研究を推進し、地域の活性化や課題解決に積極的に貢献する。

(2) 研究実施体制等の整備に関する目標・計画

①教職員の研究活動を推進するために創設した「教育に係る学長裁量経費」制度を活かし、教育改革に取り組む教員又は組織を財政的に支援する。

②教員の個人研究及び共同研究、外部研究者との共同研究などに積極的に取り組む体制を整えるとともに本学研究紀要及び他団体への論文投稿を推奨する。

③科研費及びその他の外部研究資金の獲得に向けて、研究力向上セミナーを継続的に実施し、教職員の研究活動に関する意識の醸成を図る。

3 その他の目標・計画

(1) 社会との連携、国際交流等に関する目標・計画

- ①自治体及び地域産業界と連携して、本学の教育及び研究の成果を社会に積極的に還元し、地域コミュニティの重要な基盤となることを目指す。
- ②保育専門の高等教育機関として、地域の教育・保育活動に対する教員による協力・助言や学生によるボランティア活動の推進に努めるとともに、本学自らが新たに子育て支援・保護者支援の場を提供するなど、ソフト・ハード両面から地域社会の課題解決に向けた貢献に努める。
- ③秋田県内における子育て支援環境の在り方について、幼稚園、保育所等の実情に関する調査や保護者等の意識調査等により、その実態と課題を明らかにするなど、本学の専門性を生かした研究活動を推進し、支援活動の活性化に資する。
- ④特別推薦入学者選抜による外国人の受け入れなどを通じて、本学建学の精神の具現化と国際協力を努めるとともに学生の国際理解の推進に資する。

III 業務運営の改善及び効率化に関する目標・計画

(1) 運営体制の改善に関する目標・計画

- ①学長のリーダーシップのもと教学運営全般に渡り透明性のある大学経営を行う。
- ②入学者の安定確保及び教育の質の高度化など諸課題の解決を図るため、大学組織のあり方等抜本的な方策について検討する。

(2) 教育研究組織の見直しに関する目標・計画

- ①教育職員免許法第9条の5の規定に則り、幼稚園教諭一種免許の取得を可能とする大学の組織変更の可能性について検討する。
- ②子育て支援に関する地域社会のニーズに鑑み、新たな施設の機能強化体制の整備に努める。

(3) 人事の適正化に関する目標・計画

- ①人事評価システムの有機的な活用の試行に努める。
- ②教員の年齢構成等の人的資源についての評価を加え、昇任・採用等に関する将来計画を検討する。

(4) 事務等の効率化・合理化に関する目標・計画

- ①業務の合理化による経費削減や効率的な予算執行により、健全な運営を行う。
- ②教学システムの効率化や情報処理環境の構築などによる学務全般の合理化と教育環境の充実を図る。

(5) 経営改革に関する目標・計画

- ①少子化に対応するため、令和8年度からみその学童クラブを新設し、放課後児童健全育成事業を行い、児童の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育て支援を行う。
- ②法人内の連携を強化し、教職員の研究の推進及び学生の育成に取り組む。

IV 財務内容の改善に関する目標・計画

(1) 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標・計画

①競争的資金、寄付金その他の外部資金の積極的な獲得を目指すとともに、他の自己収入を増加させる取り組みを行い、安定した大学経営を行う。

(2) 経費の抑制に関する目標・計画

①費用対効果を重視した正確な決算分析を行い、過大な支出の削減に努める。

(3) 資産の運用管理の改善に関する目標・計画

①全学的かつ経営的視点に立って、大学が保有する財的資源及び人的資源及び物的資源等の効果的・効率的な運用を行う。

V 自己点検・評価及び当該状況に関する情報の提供に関する目標・計画

(1) 評価の充実に関する目標・計画

①「学位授与の方針」「教育課程の編成・実施の方針」「入学者受け入れの方針」の[三つの方針]に基づく学修成果のアセスメントを行い、大学運営全般にわたって充実・向上に努める。

②次期認証評価（令和11年度実施予定）に向けて、全教職員の共同体制による日常的な点検・評価活動に基づいて教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証の機能充実を図る。

(2) 情報公開等の推進に関する目標・計画

①建学の精神・三つの方針・教育内容の概要・学生生活の概要・学修成果のあらまし・財務状況・認証評価など大学運営全般に係る情報を外部に公開している現状を一層進めるために、本学ホームページや広報誌等を通じて積極的な公開に努める。

VI その他業務運営に関する重要目標・計画

(1) 施設設備の整備・活用等に関する目標・計画

①地域開放型の「子育て支援室」を新設し、学生の体験的な学びの場とするとともに地域住民との交流促進を図るなど地域貢献の実を向上させる。

②体育館の増築・改修工事により、耐震構造に優れた教育環境を構築し学生の学修成果と健康安全な生活の向上を図る。

③体育館の増築・改修工事に併せて教室棟の一部改修を実施し、学修環境の整備を実現する。

④フリーWi-Fi機器を設置し、学生サービス及び学修研究の補助として活用できるIT環境の充実化を図る。

(2) 安全管理に関する目標・計画

①本学の危機管理基本マニュアルに基づき、発生するおそれのある様々な危機を未然に防止するとともに、危機が発生した場合にその被害を最小限にとどめることを全教職員が一丸となって日常の教育研究活動を行う。

聖園学園短期大学附属聖園幼稚園・保育園の基本的な目標・計画

地域の教育・保育の基盤となり、園児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えてその心身の発達を助長するとともに保護者に対する子育て支援を行う。また、聖園学園短期大学及びみその学童クラブとの連携を強化し、教職員及び学生の育成に取り組む。

- ①入園児数の状況に応じて、利用定員の変更を検討する。
- ②購入から15年経過をめどに園児通園用バスの更新を検討する。

目標・計画については、達成に向かって概ね良好に推移している。ただし、本法人存続のため最も重要な課題である、少子化に伴う学生数、園児数の減少対策について、今後の対応を十分に検討していく必要がある。また、研究については、外部研究資金の獲得が十分とはいえず、教職員の研究活動に関する意識の醸成を図って行く必要がある。

3. 財務の概要

(1) 決算の概要

① 貸借対照表関係

ア) 貸借対照表の状況と経年比較

令和6年度までの資産総額は大きな変動がなく推移していたが、令和7年度は学生数、園児数の減少や有価証券の評価替等により、大幅に減少している。同様の理由で運用資産余裕比率も大幅に期間が短くなっている。

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
固定資産	3,472,932	3,411,202	3,363,092	3,489,604	3,156,411
流動資産	147,854	194,782	310,952	193,335	104,400
資産の部合計	3,620,786	3,605,984	3,674,044	3,682,939	3,260,811
固定負債	80,845	78,194	75,928	71,791	69,935
流動負債	86,052	84,588	79,344	70,684	74,851
負債の部合計	166,897	162,782	155,272	142,475	144,786
基本金	3,906,420	3,923,069	3,937,699	3,955,730	3,965,929
繰越収支差額	△452,531	△479,867	△418,927	△415,267	△849,904
純資産の部合計	3,453,889	3,443,202	3,518,772	3,540,463	3,116,024
負債及び純資産の部合計	3,620,786	3,605,984	3,674,044	3,682,939	3,260,811

イ) 財務比率の経年比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
運用資産余裕比率	1.5年	1.7年	1.9年	2.1年	1.5年
流動比率	171.8%	230.3%	391.9%	273.5%	139.5%
総負債比率	4.6%	4.5%	4.2%	3.9%	4.8%
前受金保有率	193.5%	275.2%	604.3%	393.6%	213.3%
基本金比率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
積立率	72.4%	72.4%	77.3%	78.6%	53.9%

② 事業活動収支計算書

ア) 事業活動収支計算書の状況と経年比較

学生数、園児数の減少により、学生生徒納付金収入や経常費等補助金収入が年々減少している。さらに、令和7年度は寄付金が減少したことで、教育活動収入が大幅に減少したことと賞与引当金の繰入により経常収支差額が大幅にマイナスとなっている。特別支出も有価証券の評価替えにより大幅に増加したため、翌年度繰越収支差額は大幅にマイナスとなっている。

(単位 千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	
教育活動収支	事業活動収入の部					
	学生生徒等納付金	219,925	220,381	207,103	185,005	154,872
	手数料	3,877	3,625	3,066	2,441	2,198
	寄付金	1,724	1,491	101,490	151,435	1,491
	経常費等補助金	343,979	327,930	314,183	223,690	216,037
	付随事業収入	8,145	11,989	14,697	15,811	12,796
	雑収入	9,784	10,446	18,624	15,843	8,336
	教育活動収入計	587,434	575,862	659,163	594,225	395,730
	事業活動支出の部					
	人件費	346,484	339,621	353,994	327,194	314,320
	教育研究経費	175,502	184,856	175,168	220,818	229,461
	管理経費	75,755	71,710	63,845	34,183	35,952
	徴収不能額等	0	240	0	0	0
	教育活動支出計	597,741	596,427	593,007	582,195	579,733
教育活動収支差額	△10,307	△20,565	66,156	12,030	△184,003	
教育活動外収支	事業活動収入の部					
	受取利息・配当金	7,916	8,423	8,734	9,276	9,983
	その他の教育活動外収入	0	0	0	0	0
	教育活動外収入計	7,916	8,423	8,734	9,276	9,983
	事業活動支出の部					
	借入金等利息	0	0	0	0	0
	その他の教育活動外支出	0	0	0	0	0
	教育活動外支出計	0	0	0	0	0
教育活動外収支差額	7,916	8,423	8,734	9,276	9,983	
経常収支差額	△2,391	△12,142	74,890	21,306	△174,021	
特別収支	事業活動収入の部					
	資産売却差額	8	0	0	0	0
	その他の特別収入	186	1,558	995	600	404
	特別収入計	194	1,558	995	600	404
	事業活動支出の部					
	資産処分差額	111	102	316	115	231,058
	その他の特別支出	0	0	0	101	19,764
特別支出計	111	102	316	216	250,822	
特別収支差額	83	1,456	679	384	△250,418	
基本金組入前当年度収支差額	△2,308	△10,686	75,569	21,690	△424,439	
基本金組入額合計	△21,284	△16,649	△14,630	△18,031	△12,576	

当年度収支差額	△23,592	△27,335	60,939	3,659	△437,015
前年度繰越収支差額	△428,940	△452,531	△479,867	△418,928	△415,267
基本金取崩額	0	0	0	0	2,377
翌年度繰越収支差額	△452,532	△479,866	△418,928	△415,269	△849,905

(参考)

事業活動収入計	595,544	585,843	668,892	604,101	406,116
事業活動支出計	597,852	596,529	593,323	582,411	830,555

イ) 財務比率の経年比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費比率	58.2%	58.1%	53.0%	54.2%	77.5%
教育研究経費比率	29.5%	31.6%	26.2%	36.6%	56.6%
管理経費比率	12.7%	12.3%	9.6%	5.7%	8.9%
事業活動収支差額比率	△0.4%	△1.8%	11.3%	3.5%	△104.5%
学生生徒等納付金比率	36.9%	37.7%	31.0%	30.7%	38.2%
経常収支差額比率	△0.4%	△2.1%	11.2%	3.5%	△42.9%

③資金収支計算書関係

ア) 資金収支計算書の状況と経年比較

学生数、園児数の減少により、学生生徒納付金収入や経常費等補助金収入が年々減少している。さらに、令和7年度は寄付金が減少したことで、収入が大幅に減少したため、翌年度繰越支払資金が大幅に減少している。教育研究経費支出の増加は、高等教育の修学支援新制度における多子世帯への支援が令和6年度から拡充されたことで、奨学金が大幅に増加したことによるものである。

(単位 千円)

収入の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
学生生徒等納付金収入	219,925	220,381	207,103	185,005	154,872
手数料収入	3,877	3,625	3,066	2,441	2,198
寄付金収入	1,724	1,491	101,490	151,435	1,491
補助金収入	343,979	328,959	314,533	223,690	216,037
資産売却収入	10	0	0	0	47,762
付随事業・収益事業収入	8,145	11,989	14,697	15,811	12,796
受取利息・配当金収入	8,012	8,539	8,850	9,392	9,983
雑収入	9,784	10,446	18,624	12,900	6,538
借入金等収入	0	0	0	0	0
前受金収入	64,599	62,291	45,815	40,955	33,859
その他の収入	268,695	34,980	21,113	31,971	132,044
資金収入調整勘定	△86,008	△82,742	△94,045	△75,775	△69,275
前年度繰越支払資金	66,145	124,992	171,442	276,879	161,203
収入の部合計	908,887	742,951	812,688	874,704	709,508

支出の部	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
人件費支出	344,971	342,272	356,259	328,388	313,812
教育研究経費支出	94,046	101,526	91,436	126,658	139,291
管理経費支出	45,251	45,687	37,920	21,893	23,290
借入金等利息支出	0	0	0	0	0
借入金等返済支出	0	0	0	0	0
施設関係支出	11,874	1,375	9,834	19,057	12,351
設備関係支出	10,881	15,878	11,325	3,786	5,776
資産運用支出	283,360	47,350	40,000	209,920	130,000
その他の支出	2,956	9,899	14,260	26,282	24,833
資金支出調整勘定	△9,445	△10,478	△25,225	△22,483	△12,057
翌年度繰越支払資金	124,992	171,442	276,879	161,203	72,212
支出の部合計	908,887	724,951	812,688	874,704	709,508

イ) 活動区分資金収支計算書の状況と経年比較

寄付金収入の減少により、教育活動資金収支差額が大幅なマイナスとなっているため、支払資金も前年度と比較して大幅に減少している。

(単位 千円)

科目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動による資金収支					
教育活動資金収入計	587,435	575,862	659,164	591,283	393,873
教育活動資金支出計	484,268	489,485	485,615	476,838	476,392
差引	103,167	86,377	173,549	114,445	△ 82,520
調整勘定等	△ 4,599	△ 1,955	△ 15,580	△ 5,808	△ 15,882
教育活動資金収支差額	98,568	84,422	157,969	108,637	△ 98,402
施設設備等活動による資金収支					
施設設備等活動資金収入計	80,010	1,029	350	0	0
施設設備等活動資金支出計	102,755	17,253	21,159	22,843	18,127
差引	△ 22,745	△ 16,224	△ 20,809	△ 22,843	△ 18,127
調整勘定等	0	0	0	0	0
施設設備等活動資金収支差額	△ 22,745	△ 16,224	△ 20,809	△ 22,843	△ 18,127
小計(教育活動資金収支差額+施設整備等活動資金収支差額)	75,823	68,198	137,160	85,794	△ 116,529
その他の活動による資金収支					
その他の活動資金収入計	187,857	26,055	12,060	9,608	159,888
その他の活動資金支出計	204,831	47,804	43,782	211,077	132,350
差引	△ 16,974	△ 21,749	△ 31,722	△ 201,469	27,538
調整勘定等	0	0	0	0	0
その他の活動資金収支差額	△ 16,974	△ 21,749	△ 31,722	△ 201,469	27,538
支払資金の増減額(小計+その他の活動資金収支差額)	58,849	46,449	105,438	△ 115,675	△ 88,991
前年度繰越支払資金	504,772	66,144	124,993	171,442	161,203
翌年度繰越支払資金	563,621	112,593	230,431	55,767	72,212

ウ) 財務比率の経年比較

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育活動資金収支差額比率	16.8%	14.7%	24.0%	18.4%	△25.0%

(2) その他

①資産運用の状況

- ・運用目的、運用目標

安全かつ効率的な資産運用を図る。

- ・運用方針

安全性（信用性）、収益性、市場性（換金性）に十分留意し、金融商品の種類、条件、商品特性、運用金融機関等を比較検討し、効果的な方法により行う。

- ・運用管理体制

資産運用に関し資産運用責任者を置き、事務局長が分掌する。

資産運用責任者は、関係法令、寄附行為及び本規程並びに監督官庁の指導監督等を遵守しなければならない。

資産運用責任者は、資産の運用状況について定期的に理事長に報告しなければならない。

各会計年度において運用する資産は、前会計年度の財産目録中、運用財産の部に記載された現金、預金、積立金とする。

- ・本年度の運用の状況

有価証券については、社債 2 銘柄（額面 50,000,000 円、売却額 47,752,000 円）売却し、1 銘柄（30,000,000 円）購入している。差引額の 17,752,000 円は運営資金に充当している。

第 3 号基本金引当特定資産については、社債 1 銘柄（額面 100,000,000 円）が償還されたため、同額で社債 1 銘柄に買い換えている。

②学校債の状況

該当なし

③寄付金の状況

令和 5、6 年度に宗教法人から幼稚園舎改築のための寄付金を受領したが、それ以外は例年同窓生等からの寄付が中心で、収入における寄付金比率は低い。

④補助金の状況

学生数の減少により経常費補助金収入は毎年減少しているが、令和 7 年度は多子世帯に係る授業料等減免費補助金の交付により、収入が増加している。

⑤収益事業の状況

該当なし

(3) 経営状況の分析、経営上の成果と課題、今後の方針・対応方策

今年度の短大の決算は学生数の減少により、赤字となっている。少子化や若者の県外流出等により年々学生数が減少しているため、地方の大学にとって共通の課題であるが、将来的に学生生徒納付金収入と補助金収入だけで経営を維持していくのは非常に困難な状況にある。

今後の方針として、できる限り支出を削減するとともに、本学が地域にとって必要不可欠な存在となることが、学生や補助金を確保する上で非常に重要である。

具体的には、認定こども園と令和8年4月に開設する「みその学童クラブ」における子育て支援に係る教育研究活動を推進することで、秋田県における子育ての課題や強みを明確にし、行政と連携するなど、「子育て支援の拠点」として地域に貢献していく。このことにより県民が充実した子育て支援を実感し、高校生が地元に進学・就職し、結婚・子育てするという循環ができれば、学生確保に繋がる。

また、地域の高等教育の存続や人材定着は、国が強力に支援する取組であることから、行政や就職先等の産業界と地域人材を育成・確保するための方策を協議し、地域に必要な高等教育機関として、国から新たな支援を受ける体制を整備していくことが必要である。

認定こども園はコスト削減等を実施したが、園舎の改築等により赤字額は前年度とあまり変化していない。令和8年度からは施設が一体となり、給食が1カ所での提供となることでコストの大幅な削減が見込める。また、学童クラブ開設により、幼保小の接続が可能になり、園児数の減少に歯止めがかかるとともに、学童クラブが地域に定着することにより、利用者は年々増加することが見込まれる。

4. 学校法人の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の整備及び運用状況の概要

（1）関係する決議の概要

学校法人聖園学園内部統制システム整備の基本方針制定（令和7年4月1日）

（2）体制整備及び運用状況の概要

① 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

理事長、代表業務執行理事、業務執行理事の職務執行状況について、評議員会に毎回報告し、承認を受けるとともに、議事録等を法人事務局で適切に管理している。

② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、本法人事務局、代表業務執行理事及び業務執行理事が一元的に行うとともに、重要リスクが漏れなく適切に管理されているかを適宜調査し、その結果について理事会に報告する。

③ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、役員改選時の理事会において、各理事が担当する職務を決定している。本法人事務局は、この決定に基づいて、各理事と綿密な連携を行う体制を取っている。

④ 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制

職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するため、職員への教育及び啓発活動を継続して実施し周知徹底を図る。

⑤ 監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制等

監事の監査が実効的に行われることを確保するため、理事長、代表業務執行理事及び業務執行理事は、定期的に監事と会合を持つなどにより、事業の遂行と活動の健全な発展に向けて意見交換を図る。

附属明細書

特記事項なし

監事監査報告書

令和8年6月4日

学校法人聖園学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人聖園学園
監事 飯野 耕太郎
監事 伊藤 朋子

私たち監事は、私立学校法(令和7年4月1日施行)第52条第1項第1号及び学校法人聖園学園寄附行為第28条第1項の規定に基づき、学校法人聖園学園の令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私たちは監査にあたり、理事会、評議員会及びその他重要会議に出席し、理事及び職員等から報告を受け、必要に応じて意見を述べたほか、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。

また、事業報告書に記載されている理事の職務の執行が、法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして、私立学校法施行規則第13条各号に定める体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制体制)について、理事及び職員等からその構築及び運用状況について報告を受け、必要に応じて意見を述べました。

計算関係書類及び財産目録については、会計監査人から、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(私立学校法施行規則第37条3号)を整備している旨の通知を受け、その職務の執行状況について報告を受けました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

事業報告書及びその附属明細書は、法令又は寄附行為に従い本法人の状況を正しく示しているものと認めます。

理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はありません。

内部統制体制に関する決議の内容は相当であり、内部統制体制に関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても指摘すべき事項はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であることを認めます。

以上